

郡山市所得税法及び地方税法上の障害者控除対象者の認定に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、65歳以上の高齢者の所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号に基づく障害者及び特別障害者の認定について必要な事項を定める。

(障害者控除対象者)

第2条 障害者又は特別障害者として福祉事務所長の認定を受ける対象者（以下、「障害者控除対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 「障害者」 知的又は身体に障害のある65歳以上の者で、その障害の程度が、所得税法施行令第10条第1項第1号及び地方税法施行令第7条第1号に定める知的障害者又は、所得税法施行令第10条第1項第3号及び地方税法施行令第7条第3号に定める身体障害者に準ずる者。
- (2) 「特別障害者」 知的又は身体に障害のある65歳以上の者で、その障害の程度が、所得税法施行令第10条第2項第1号及び地方税法施行令第7条の15の7第1号に定める重度の知的障害者又は、所得税法施行令第10条第2項第3号及び地方税法施行令第7条の15の7第3号に定める1級又は2級の身体障害者に準ずる者、並びに、所得税法施行令第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条の15の7第5号に定める常に就床を要し、複雑な介護を要する状態にある者。

(申請)

第3条 障害者又は特別障害者の認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書（第1号様式）を福祉事務所長に提出するものとする。

- 2 福祉事務所長は、第5条に規定する基準日において介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定に基づく要介護認定又は同法第32条の規定に基づく要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有効期間内である要介護者について、前項の申請があったものとみなすことができる。

(認定)

第4条 福祉事務所長は、前条第1項の申請があったとき及び第2項の規定により申請があったものとみなしたときは、要介護認定等を受けている者については、直近の介護保険要介護認定等調査票又は主治医意見書により、対象者の心身の状況等について別表に基づき審査を行い、認定するものとする。

- 2 要介護認定等を受けていない者については、身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく指定医師の診断書及び知的障害者更生相談所等の判定に基づき認定を行うものとする。
- 3 福祉事務所長は、前二項の規定により認定したときは、障害者控除対象者認定書（第2号様式）により当該障害者控除対象者に通知し、第2条のいずれにも該当しないときは、障害者控除対象者非該当通知（第3号様式）により前条第1項の申請者に通知するものとする。

4 認定の事務は、第1項に係る事務を介護保険課で行い、第2項に係る事務を障がい福祉課で行うものとする。

(基準日)

第5条 認定の基準日は、認定を受けようとする所得が属する年の12月31日とする。ただし、その者がその年の中途において死亡又は出国(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第42号に規定する出国をいう。以下同じ。)した場合は、その死亡又は出国の日とする。

(変更等の報告等)

第6条 障害者控除対象者は、認定事由の変更又は消滅が生じたときは、速やかに障害者控除対象者認定申請書(第1号様式)により福祉事務所長に申請するものとする。

2 福祉事務所長は、必要に応じて認定事由の変更又は消滅の有無を調査することができる。

3 福祉事務所長は、第1項の申請の審査及び前項の調査により認定を変更したときは、障害者控除対象者認定書(第2号様式)により、また、第2条のいずれにも該当しないと認めたときは、障害者控除対象者非該当通知(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(障害者控除対象者認定書の再交付)

第7条 障害者控除対象者認定書の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じた場合には、福祉事務所長に対し、障害者控除対象者認定書再発行申請書(第4号様式)により認定書の再発行を申請するものとする。

(1) 認定書を毀損又は紛失したとき。

(2) 障害者控除対象者の住所又は氏名が変更したとき。

(記録の整備)

第8条 福祉事務所長は、障害者控除対象者認定書交付台帳(第5号様式)を備え、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行し、平成22年分の所得に係る所得税及び市民税の申告から適用する。

附 則

この要領は、平成25年11月14日から施行し、平成25年分の所得に係る所得税及び市民税の申告から適用する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行し、平成26年11月1日以降発行の障害者控除対象者認定書・障害者控除対象者非該当通知書から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降発行の障害者控除対象者認定書・障害者控除対象者非該当通知書から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 31 日から施行し、令和 4 年分の所得に係る所得税及び市民税の申告から適用する。

別表

1 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

認定		ランク	判定基準
非該当		J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関を利用して外出する。 2. 隣近所へなら外出する。
障害者	身体障害者 3級～6級 に準ずる。	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
特別障害者	身体障害者 1級、2級 に準ずる。	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2. 介助により車いすに移乗する。
		C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ。 2. 自力で寝返りもうたない。

2 認知症高齢者の日常生活自立度（認知症度）判定基準

認定		ランク	判定基準
非該当		I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
障害者	知的障害者 軽度、中度 に準ずる。	II	日常生活に支障を来すような症状又は行動及び意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
特別障害者	知的障害者 重度に準ずる。	III	日常生活に支障を来すような症状又は行動及び意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
		IV	日常生活に支障を来すような症状又は行動及び意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
		M	著しい精神症状、問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

様

障害者控除対象者認定書
（ 年分所得申告用）

郡山市福祉事務所長

Ⓜ

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号に定める障害者又は特別障害者として認定する。

記

対象者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
障害者 控除区分	障害者 控除対象	身体障害者（3級～6級）又は知的障害者（軽度・中度）に準ず		
	特別障害者 控除対象	身体障害者（1級～2級）又は知的障害者（重度）に準ず 常に就床を要し、複雑な介護を要する		
認定基準日		年 月 日		

注 対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、速やかに福祉事務所にその旨を報告してください。

注 この認定書は、上記認定基準日の年の所得にかかる申告にのみ使用できます。

- 備考1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長

㊟

障害者控除対象者非該当 通知書
(年分所得申告用)

下記の者については、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号に定める障害者又は特別障害者として 非該当 となりましたので通知します。

記

対象者	住 所			
	氏 名	生年月日	年	月 日
非該当 の理由				

- 備考1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

